

2019年10月31日

お客さま 各位

東海労働金庫

J-Debit ご利用のお客さまへの「キャッシュレス・消費者還元事業」に係る ポイント還元の実施について

日頃は、東海ろうきんに対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東海ろうきんは、2019年11月1日より経済産業省の「キャッシュレス・消費者還元事業」にキャッシュレス決済事業者として参加いたします。

お客さまが「キャッシュレス・消費者還元事業」に係るポイント還元対象のJ-Debit加盟店^(注1)で、当金庫のJ-Debitが付帯されたキャッシュカードでお支払い（デビットカード取引^(注2)）をした場合、ご利用金額の5%もしくは2%のポイントを付与し、当該ポイント相当額を1ポイント1円に換算してデビットカード取引を行ったキャッシュカード発行預金口座にご入金します。

ポイント還元は、デビットカード取引が行われた日が属する月の月末日から2か月以内に、お客さまの口座にご入金いたします。

通帳の摘要には「J DMM消費者還元」または「J DMMショッピング」（「MM」はデビットカード取引月）と表示されます。

ポイント還元の開始が遅くなり、多大なるご不便、ご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

(注1) 「キャッシュレス・消費者還元事業」に係るポイント還元を実施しているJ-Debit加盟店には、キャッシュレス・消費者還元事業のロゴマーク（下図参照）とJ-Debitのロゴマーク（下図参照）が表示されています。

(注2) お買物やご飲食等「J-Debit・ジェイデビット」の表示（下図参照）のある加盟店でお手持ちのろうきんキャッシュカードでお支払いをするサービス



以上